

#### 4 1 0 3 タバコの輸入について

紙巻たばこや葉巻たばこ等のたばこを販売目的で輸入する場合は、たばこ事業法により、大蔵大臣の特定販売業の登録及び卸売販売業の登録並びに小売販売業の許可を受けなければなりません。

なお、個人が自己の用に供する目的で輸入する場合は、登録の必要はありません。

大蔵大臣の登録を受けていない人が個人使用として輸入する場合の関税率等は、次のとおりです。

たばこの種類	関税	たばこ税 及び たばこ特別税		消費税 及び 地方消費税
紙巻たばこ	暫定無税	1,000本につき5,500円		5 %
パイプたばこ	基本35%	1kgにつき7,072円	1gは紙巻1本で換算	5 %
葉巻たばこ	基本20%	1kgにつき7,072円		5 %